

後期高齢者医療保険加入者の 人間ドックまたは脳ドック 受診費用の一部を助成します！



受診期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
申請期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※助成金の交付申請・受診・結果・領収の全てについて、 令和9年3月31日までに手続きをしてください。
助成対象者	下記の要件のいずれにも該当するかた <input type="checkbox"/> 受診当日に奈良県後期高齢者医療保険加入者のかた <input type="checkbox"/> 申請日現在、納期到来分の保険料を完納しているかた <input type="checkbox"/> 受診する年度に健康診査を受診しないかた （脳ドックを受診する場合は、健康診査を受診できます） <input type="checkbox"/> 人間ドック等の検査結果を、健康診査・保健指導に利用することに同意していただけるかた <input type="checkbox"/> 人間ドックの助成金申請をする場合、健康診査の検査項目を全て実施している人間ドック（がん検診のみの受診は助成の対象外です。
助成金額	受診費用の2分の1（上限額20,000円） ※1人につき年度内1回限りの助成とし、 人間ドックまたは脳ドックのいずれかとなります
手続き方法	①人間ドックまたは脳ドックの受診前に、必ず住民保険課 保険年金係の窓口で申請を行ってください。 申請に必要な物：本人確認書類（資格確認書等） 健康診査受診券・質問表 ②人間ドックまたは脳ドックを受診し、費用の全額を 医療機関に支払います。 ③領収書及び受診結果を添えて、「人間ドック等助成金交付 申請書」を住民保険課保険年金係に提出してください。 ③※受診券が届く前に受診し、受診結果をお持ちのかたは、 ①の申請に必要な物に加え、受診結果・領収書と振込先口座 が確認できる物を持参してください。 ④助成金が交付されます